⑵　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

（単位：百万円）※百万円未満は切り捨て

区　　分	時　　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	3,742	—	—	3,742
地方債	—	147	—	147
政府保証債	—	3,469	—	3,469
未収入金	—	—	7	7
長期性預金	—	56	—	56
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	23,852	—	—	23,852
地方債	—	16,362	—	16,362
政府保証債	—	15,293	—	15,293
特別な法律により法人の発行する債券	—	11,859	—	11,859
社債	—	1,657	—	1,657
未収財源措置予定額	—	108,778	—	108,778
破産・更生債権等	—	—	1	1
敷金・保証金	—	52	—	52
資　産　計	27,595	157,676	8	185,280
民間資金借入金	—	42,778	—	42,778
負　債　計	—	42,778	—	42,778

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格によるものはレベル１の時価に分類しております。公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合は、レベル２の時価に分類しております。

未収入金

未収入金については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に準拠して貸倒引当金を設定しており、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した額に近似するため、当該価額を時価としてレベル３に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル２に分類しております。

長期性預金

長期性預金については、新規に同様の運用を行った際に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格によるものはレベル１の時価に分類しております。公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合は、レベル２の時価に分類しております。

未収財源措置予定額

未収財源措置予定額については、一年以内返済長期借入金及び民間資金借入金の合計金額であることから、それぞれの時価を合計して時価を算定しており、レベル２に分類しております。

破産・更生債権等

破産・更生債権等については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に準拠して貸倒引当金を設定しており、債権額から担保の処分可能見込額を差し引いた額を貸倒引当金として計上しているため、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した額に近似しており、当該価額を時価としてレベル３に分類しております。

敷金・保証金

敷金・保証金については、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２に分類しております。

民間資金借入金

民間資金借入金については、国債利回りで割り引いて算定した価格と元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた価格を比較して時価を算定しており、レベル２に分類しております。

（不要財産に係る国庫納付等関係）　（単位：円）

①	資産種類		現金及び預金	現金及び預金
②	資産名称		現金及び預金	現金及び預金
③	帳簿価額	⑴取得価額	—	—
		⑵減価償却	—	—
		⑶帳簿価額	84,722,412	9,131,573
④	不要財産となった理由		令和６年12月16日付けにて東京都港区旧事務所の賃貸借契約が終了したことに伴い、令和７年２月28日に、賃貸人より敷金の返還を受けたためであります。	令和６年12月16日付けにて東京都港区旧事務所の賃貸借契約が終了したことに伴い、令和７年７月28日に、賃貸人より事務所移転費用の支払いを受けたためであります。
⑤	国庫納付等の方法		現金及び預金	現金及び預金
⑥	譲渡収入の額		該当ありません。	該当ありません。
⑦	控除費用		該当ありません。	該当ありません。
⑧	国庫納付等の額納付等年月日	国庫納付額	84,722,412	9,131,573
		納付年月日	令和７年９月29日	令和７年９月29日
⑨	減資額		84,722,412	9,131,573